法制史・法律思想・法哲学

勝田有恒

法制史

が、残念ながらその講義内容についての資料は残されていない。 田徳三教授が講義を要請したものであり、滝川氏の回想によると、当時の学生の関心が法律より経済にあったの 洋、日本法制史の区別もなされていなかった。初代の担当者は、名著『法制史の研究』(大正八年)に よって 学 九二一)年度で、 の研究方法は緻密な実証主義によるもので、半世紀以上を経た今日でも、三浦氏の業績はその価値を失っていな 士院賞を授与された三浦周行氏であるが、氏は当時京都帝国大学教授であり、非常勤講師として委嘱された。そ いといわれている。この講義は、大正一四年の外遊期間を除いて、昭和四年度まで続けられたことになっている 「法制史」の非常勤講師を委嘱されている。 本学において、法制史と名のつく講義が初めて開講されたのは、東京商科大学に昇格した翌年の大正一一(一 講義名は「法制史」であった。 九州帝国大学法学部の内紛によって同学部を辞した滝川氏に、 この講義は他の法律学系の諸科目同様選択科目であり、 昭和四年度には記録によると、滝川政次郎氏が また西 故福

で、 非常勤講師委嘱も終了した。 の意志があった模様であるが、 の 詳論を行ったという。 講習も行ったが、 講義の重点を土地制度と租税制度に置き、 そのメンバーには若き日の増田四郎名誉教授の姿もあった。 また講義 氏は、 福田教授の逝去によってこの件は立消えとなり、 のほかに希望者を募って古文書のためのゼミナール 戦前農民や奴隷、 律令時代の斑田収授法、 町人など日本社会の下部構造についての社会史的な研究を 中世の庄園制度、 昭和六年度をもって滝川氏への 福田教授には滝川氏の教授招聘 を開き、 近世の地方制度につき 江戸時代の文書解読

また律令法制史についてのすぐれた業績を残したが、

戦後は長く国学院大学教授を勤めた。

法 学 する。 は な講義が行われた模様である。 時代の地方官制、 政治制度、 期に重点が置かれていた。 まで講義が行われた。 なわち日本法制史は予科専任教授、 商事法制の歴史を詳述している。 『近世商 昭和七年度以降、 法学部基礎部門を構成する科目となり、 以後昭和四二年度までの 一二年間この 人法制の研究』で著名な限崎氏の講義は、古代から明治初期までの法制の沿革を講ずるとともに、 土地制度、 土地制度、 日本法制史と西洋法制史それぞれが、本学の専任教官によって担当されることになった。 階級制度、 川上氏については、 例えば昭和七年度の例をみると、 財産法、 川上教授退官後、 昭和四四年度以降、 官制等の法制についての項目が列挙されている。 東京商科大学講師川上多助により、 身分法、 日本史の項目に譲るが、 日本法制史は法制史第二として昭和三〇年度に再び講義要綱に登場 講義を委嘱されたのは、 司法制度に重点が置かれている。 新制大学に 日本法制史の講義は、 上古、 おける法学部 日本法制史の講義内容は、 中古の二部からなり、 中央大学法学部の 以後一橋大学発足後の昭和二六年に至る の 名古屋大学法学部教授平松義郎が カリキュラムが 戦後は近代に至るまでの通史的 昭和一二年度になると、 隈崎渡教授であった。 封建制度の起源に至る 整備され、 ほぼ古代・中 日本 五朝 世 -j

たことを指摘しているが、これは日本固有法の独自の近代化可能性を暗示したものといえる。 刑事訴訟法の実態を明らかにすることにより、 当して今日に至っている。 t 徳川幕府の刑事裁判手続法を周到な実証的手法によって分析し、 氏は、 日本近世・近代刑法史の 大家であり、大著『近世刑事訴訟法の 研究』 刑罰決定の機構すなわち法律審的な側面に多くの優れた点があっ 封建制度下において発達した (昭和三

n カ^ュ 含めて通算六年間ベルリン大学法学部に学んだ。 用され、 ツ中世史、 ミナー ル 派以来の ŀ た西洋法制史とドイツ語を担当するが、最初の講義要綱 れていたことが推測される。 リン大学から帰朝早々の予科教授兼東京商科大学講師町田実秀であった。町田氏は、本学の三浦新七教授の 「洋法制史の講義が本学に初めて設置されたのは昭和七(一九三二)年度のことである。 ゲ ン・ヘラーの国法学、 ン法制史概観、三ローマ法ニ於ケル団体概念ノ展開、 ルに学び、 翌年文部省からベルリン大学における国法学、法制史の習得のための留学を命ぜられ、 ドイツ法制史を学び、 ルマ ステ 大正一二年東京商科大学第一期生として卒業後、 ン ン法とローマ法」というドイツ法史学の基本的思考を見出すことが出来るが、 1 - ノ論争、 カスケルの労働法など多くの分野に手を染めたが、 ナチスが抬頭し騒然たるドイツから帰朝して、 六社会法トゲルマン法思想とある。 また労働法学の孫田秀春教授の指導も受けた。 この間、 四ゲルマン法ニ於ケル団体概念ノ展開、 キップやラーベル (昭和七年度)によると、 研究科生として引続き三浦教授のもとでド ここには当然のことながら一九世紀歴史法学 のローマ法ゼミナール、 子科教授就任後**、** 当時氏の学問的関心は国法学に置 大正一四年に専門部助教授に採 一ローマ法制史概観、 初代の担当者は、 以後私費留学を 町 むしろ三浦新七 五ロマニステ 田氏は新設さ あるいは べ

教授のギリシャ、

12

ーマ、ゲルマンの三つの思考類型に着目した文明史的視角の影響を認めるのが適切かもしれ

学 法 ない。 思想、 年代のナチス思想の影響も、 背景のもとに形成され、それがどのように正当化されてきたのかを学説史的に明らかにするのがこの研究の狙 抬頭による個人の意思の軽視であり、 至る動機は、 と目される『多数決原理の研究』(昭和三三年、有斐閣)は、 重視し、 遡ることが出来るが、ゲルマン法とローマ法という基本的な主軸は変ることはなく、 みせているが、この時代に『羅馬法関係羅旬語試譯抄』をまとめている。戦時下の講義内容は昭和一三年度まで 当時ドイツの法史学は、 れは孫田秀春教授の奨めによるものと考えられる。 であった。 の問題に対する疑念から、 『アルトジウス』 いる。そして時代を下るにつれて、ゲルマン・ローマの法思想と法概念の対比に加えて、それぞれの発展過程を 帰朝後の論文は、『ギリシャに於ける都市国家の生成と法律概念』(昭和九年)で あり、 法概念のいわばアマルガムとしてとらえた学説史的、 さらに両者の融合の問題に関心が移行してきていることを認めることが出来る。 そのための基本的文献はスタロ 戦前と戦後の二つの時期にまたがっている。一つは、ナチス時代の団体主義の優位、 の訳業も引続き行われていたが、これはすべて三浦教授の示唆によるものであった。 コシャーカーの所謂ローマ法の危機の時代であり、 多数決原理が西ヨーロッパの歴史の舞台で、 昭和一四年の論文『指導者原理の意義と其歴史的背景』に認めることが出来る。こ 他は戦後の民主主義の導入に伴う機械的多数決の横行であった。 ソルスキーの しかし法制史学の面でナチス理論に偏することはなかった。 『多数決原理』であり、 政治史的研究であるが、 多数決原理の生成過程を、 如何なる思想的根源とどのような政治的 ローマ法の軽視ないし排撃の傾向を ギール これは戦後にも引継がれて 多数決という課題を選ぶに ゲルマン的、 ケの 町田氏のライフワー 『団体法論』であっ またギールケの 指導者原理 口 この二つ 1 7 的

ŋ

たが、氏はヨーロッ

パにおける団体意識として三つの類型を措定し、ゲルマン的な団体意識は、全体と個それぞ

受けた町田教授にとって、

極めて時宜を得たまた適切な研究課題であったといえるだろう。

そして民主主義の基本的要としての多数決の法史的な分析は、

三浦史学の薫陶を

口

۶ُر

法思想の発展過程、

述を通して、 を変化の端緒とし、さらに多数決原理への変化過程におけるローマ法的な法の疑制を採用した中世ローマ 社会の進化とともに如何にして多数決原理へと変遷してゆくかについて、 がすべて同じ方向を向いた瞬間に団体の統一意思が初めて現われるという全会一致主義を前提とし、 実在しか認めないのとは異る点を強調する。 n おける具体化の態様を、 と教会法学者の法理論的正当化という学説史的な追究を行い、 構成をもちながら、 「盛な意欲をもたねばならぬという主張によってこの著書は終っている。全体と個、 に価値と実在を認めるものであり、 つねにゲルマン的全会一致主義への傾斜が存在したことが強調され、 しかも成員が強い全体的意識と自己犠牲を伴っても全体の統一的意思をつくり出そうとする 司教選挙、教皇選挙、ドイツ国王選挙における制度上の変遷によって実証する。 Į, わばギリシャとロ そしてゲルマン的団体意識においては、 1 マの団体意識が、 さらに十二世紀以降の多数決原理の現実の選挙に 同調義務を伴った全会一致主義の 全体と個の一方にのみ価 結論的に、 ゲルマンとローマの対立、 団体を構成する人々の意思 団 体が個人主義的 の原理 この論 75 成

制史は基礎部門 昭和二六年度に法学部が独立し、法学部の独自のカリキュラム編成に際して、各部門選択必須制 この時代も町田氏の担当であったが、 (法人論 相続法、 (後に基礎法部門となる) 物権法) という各論が加えられ、 講義の内容は、 の重要な科目として位置づけられ、 三〇年度にはとくに中世 ローマ公法、 私法の概観にローマ法とゲルマン法の相 三一年度からは法制史第一となっ H] 7 法学お よび のもと西洋法 1

継受についての項目が重点的に追加されている。

町田教授は三七年に退官されたが

法

(町田名誉教授については一

容 Ì Ľ Ì 法」を講じたが、 マ公法史・私法史を主体とし、 氏の急逝後は四三年度のみ早稲田大学助教授佐藤篤士に委嘱された。 さらにビザンツ法史にまで及んでいる。 矢田氏は四一年度は、 義は 新設講 Ħ

西洋法制史の講義は、中央大学法学部教授矢田一男が担当した。

橋論叢四九―三参照)、その後三年間、

マ私法を中心とするものであった。 この講

法律家の社会的機能に法発展の要因を見出そうとしている。その意味で、 学の形成・発展に重点を置き、 について、 れることになった。 新任の専任講師 法学説史の面のみならず、社会史的方法を取り入れる努力を行い、とくに法の合理化の担い手である (一橋大学法学修士) 町田教授から、 従来のゲルマン法とローマ法の対立という観点から、 ローマ法の継受という課題を与えられた勝田は、 勝田有恒 (現教授) によって、 四〇年度以降西洋法制史の講 論文『フリードリッ 3 1 1 3 1 p ッ ッ パ ヒ・バルバロッ パにおける近世法 法の近代化過程 義が き担当さ -1)-

法 るマ とい 形成物であって、それなりの歴史的相対性を有することの認識を以て、西洋法史学の講義目的としている。 題としているが、 法学の原典であるユスチニアヌス法典の成立を前提とし、 は四二年夏から二年間 リア法学の形成、 わゆるローマ法の理論的継受』(法学研究6)は内外の学界で注目された。 スプランク こ の 一 地域的特別法の役割、 Ħ l フム 連の叙述によって、 p ボ ッパ ル 法史研究所に留学した。 ト財団給費生として、 法学の普及と法学識者の機能、 近代日本が継受したヨーロッパ近代法が、 フランクフルト・アム・マインのコーイング教授が この間 コシャカーやヴィアカーの考え方によりつつ中世イ の昭和四三年度の講義は、 近代自然法論、 講義の 内容は、 歴史法学の成立を中心 一つの歴史的、 東京大学助教授木村尚 3 1 p 地域的 ッパ 勝田 近世

な

三郎氏に委嘱され、

フランス国制史が講ぜられた。

講

義

法律思想、 法律思想史、法哲学

法制史・法律思想・法哲学 る。 利ノ行使、第八章 Ł 了しているが、 戦後名著『法理学』二巻(二四―七年)に結実したと想像される。 大生向きの社会法と経済法の存在構造を根本的に説くことを目標としたと考えられ、またその内容の一部分は、 ۲ 義の新設は教授の法理学の神髄をも学生に聞かせるための配慮であったと考えられる。 思想の講義も担当することになった。 東京帝国大学教授牧野英一は、すでに大正一二年以来永きにわたり刑法の講義を委嘱されてきたが、ここに法律 無意識的法律、 この系列の講義が開講されたのは昭和一三年のことである。 牧野講師は前年度に 第一章 法律の社会化、 非常な名講義として、 第五章 責任ノ理論、 「社会法制」という名で同内容の講義を行っていたが、これらの内容からみて、 法律ニ於ケル四種ノ因素、 第二章 第九章 この新設講義は、選択科目あるいは特別講義と銘打たれていたが、 戦後も語り草となっていた。 法律学派ノ発展、 権利ノ観念ノ相対性、第十章 労働法、企業法、 第六章 第三章 当時法哲学者としても著名であった刑法学の泰斗 法律ニ於ケル三種ノ方法、 法律ノ改造ト歴史的精神、 記録によると、この講義は昭和一五年度で終 初年度の講義要綱による 第七章 経済法となってい 第四章 法御行為及権 意識的法律 この講 東京商

律学の発達、 復活を反映しており、自然法の意義、法の近代化に対する自然法の役割、 以降三六年度まで、 第二次大戦後昭和二二年度からは、 近代法思想の展開および現代法学の諸傾向についての講義がなされた。 町田実秀教授が講義を行った。 法律思想は一般専門科目となり、 その講義内容は、 戦後の西ドイツ法学界における自然法論 田中誠二教授が二五年度まで担当し、 自然法の衰退と再生の三章を序論に置 新制大学発足後は二七年

法 度

の内容は、

序章一

法と人間、二 法と社会、三

法価値論、

四

法秩序の構造の五章から構成されており、

綿密かつ精緻な講義

四一年に東京大学法学博士の学位を取得している。その方法二元論の立場よりする、

序で、 各論として、ギリシャ、 ヨーロッパにおける自然法論の系譜が講ぜられている。 ローマ、 キリスト教教父、中世カトリッ 近代世俗的自然法とその特色という順

ク

学 れ 昭和四一年度まで行われた。 法哲学担当の碧海純一教授のもとで、 は法学部の拡充改組に伴って、法哲学講座が新設された。上原は東京大学法学部および文学部の出身、法学部の に迎えられて、以後この講義を担当して今日に至っている。この間講義名も「法哲学」と改められ、 町田教授退官後は、 四五年度のみ、 法政大学法学部の大橋智之助助教授に委ねられた。四七年四月、上原が本学助教授(現教授) 勝田専任講師によって、 翌年度から、この講義は、当時 明治大学 法学部助教授であった 上原行雄に 委嘱さ フランスの法思想家モンテスキューの法思想を経験法学の方法によって分 フェアドロス『西欧法哲学』(一九五八年)に 依拠した講義が、 五〇年度に

法 学院大学法学部教授佐藤節子が非常勤講師として、法哲学の講義を担当している。 定論の分野において、「柔らかい非決定論」という新しい視角の重要性を提示して(法学研究10)、注目された。 章ごとに法思想史的な裏づけがなされている。また五二年には、 なお上原は、 に留学した。この間二年度にわたり、 五三年三月から二年間、 フランス国立の研究機関、 本学出身で、 スカンジナヴィア・リアリズム法学の権威である青山 法律学における重要課題である自由意志論 法哲学センター (パリ第二大学、 所長ヴ · 決